

公 募 要 領

1. 件名

大学パンフレットの企画・制作等業務 一式

2. 内容

別紙「仕様書」のとおり

3. 事業規模（提案上限金額）

500万円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額を超える見積書の提出は、無効となるので留意すること。

4. 企画提案書等の提出

参加者は、次に定める書類を原則A4判で作成し、期限内に提出すること。

(1) 提出書類

既刊の広報誌を参考のうえ、提出書類を作成すること。

①表表紙・裏表紙・目次デザイン案及び提案資料

a) 表表紙・裏表紙・目次デザイン案（複数提案可、A4 サイズ）

・コンセプトを記載すること。

・表表紙・裏表紙・目次デザイン案は、成果物の内容とマッチするデザインとして提示するものであること。

b) 提案資料（A4 サイズ・片面15枚程度（表表紙・裏表紙・目次デザイン案を除く））

・コンセプトとその狙いについて記載すること。

・業務内容（仕様書2.（3））について、独自のアイディアとその効果などを記載すること。

・表現力のある写真の例、紹介ページ案、ページネーション案を必ず含めること。

②契約実績（任意様式）

・大学、高専及び官公庁との契約実績一覧。箇条書きで「契約年月日」「相手先名」「成果物名称」等を記載すること。

・上記のうち、過去5年以内の成果物5点以内

③納入までのスケジュール表（任意様式）

・契約後の本学での写真撮影や打ち合わせのスケジュールも明確にすること。

④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し（いずれも該当する場合のみ提出）。

⑤見積書

・総額を見積るものとする。ただし、内訳として、成果物の積算内訳（旅費、撮影費、印刷製本費等）を明記すること。

・消費税及び地方消費税を含む金額を記載するものとする。

(2) 提出部数 9部

- ・表紙を作成し社名を表記のうえ、すべての提出書類を9部提出。

(3) 提出期限 令和5年8月17日（木） 17時00分（必着）

(4) 提出方法

管理課調達係へ持参もしくは一般書留、簡易書留、レターパックプラスのいずれかで郵送すること。

(5) 提出物の取り扱い

企画提案書等の作成費用については、選定結果に関わらず、企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

5. プレゼンテーションの実施

開催日 令和5年8月28日（月）※開催時間は企画提案書受領後に別途通知する。

開催場所 帯広畜産大学本部棟

その他

- ・プレゼンテーションの所要時間は、説明20分、質疑応答10分程度を予定しているが、応募者数によって変更となる場合がある。
- ・説明者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、資料をプロジェクターに投影して実施することとするが、企画提案書以外のプレゼンテーション資料がある場合は、9部を印刷してプレゼンテーション当日に持参すること。
- ・プレゼンテーションに使用するパソコンは持参すること。なお、プロジェクターは本学で用意する。
- ・プレゼンテーションに係る一切の経費は企画提案者の負担とする。
- ・Zoomでの参加を希望する場合は、企画提案書の提出時に申し出ること。

6. 選定方法等

(1) 選定は、別紙「審査基準」に基づき、「大学パンフレット選定委員」にて実施する。

(2) 契約候補者選定後の契約手続

契約候補者と随意契約を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書の提出があった全ての者に対して、Eメールにより通知する。

(4) 提案の無効

次の事項に一つでも該当した場合は、提案を無効とする。

- ①事業規模（提案上限金額）500万円を超える提案
- ②虚偽の記載を行った者による提案
- ③誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ④その他提案に関する条件に違反した提案

7. その他

- (1) 提出期限後における提出書類の提出、再提出、差し替えは認めない。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに届けること。

8. 提出先及び問い合わせ先

〒080-8555 帯広市稻田町西 2 線 11 番地
国立大学法人北海道国立大学機構
帯広畜産大学 管理課調達係 メールアドレス : youdo@obihiro.ac.jp

審査基準

1. 企画の決定方法

提出された企画提案書により、「2. 評価方法」に基づき評価を行い、当該提案者の得点が最も高いものに決定する。

2. 評価方法

評価は、下記の項目ごとに次の評価基準による10段階評価または5段階評価とし、複数の審査員により評価した結果の合計を当該提案者の得点とする。なお、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準を設け加点を行う。

[評価基準]

大変優れている（大いに当てはまる）	= 9~10点（5点）
優れている（当てはまる）	= 7~8点（4点）
普通（概ね当てはまる）	= 5~6点（3点）
やや劣っている（どちらとも言えない）	= 3~4点（2点）
劣っている（当てはまらない）	= 1~2点（1点）

※ () 内は5段階評価項目の評価基準。

1 提案企画の妥当性に関する評価（配点：80点満点）

- ① 目的や業務内容を適切に理解しているか。(1~5点)
- ② エディトリアルデザイン（読み手の視線、意図を考えて視覚的に効果的な図や写真等を整理・配列・編集・計画されたデザイン）を取り入れた紙面か。(1~10点)
- ③ 質の高い表現力のある写真を期待でき、季節毎の撮影が可能な体制か。(1~10点)
- ④ 紹介ページに工夫があるか。(1~10点)
- ⑤ ページネーションに工夫があるか。(1~5点)
- ⑥ 進学希望者や保護者にわかりやすいか。(1~10点)
- ⑦ 契約後、来学して内容を調整していく体制が整っているか。(1~5点)
- ⑧ 本学の魅力や特徴、強みを伝えるような内容で、知名度・ブランドイメージの向上が十分に期待できる提案であるか。(1~10点)
- ⑨ 進学希望者が大学生活と卒業後の姿をイメージできる構成であるか。(1~10点)
- ⑩ 見積金額の妥当性はあるか。(1~5点)

2 運営能力に関する評価（配点：15点満点）

- ① 納品までのスケジュールを計画的に想定できているか。（1～10点）
- ② 過去の大学等との契約実績から、本件を委託するに足りうる業者であるか。
(1～5点)

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価（配点：5点満点）

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価し、加点を行う。

なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相
当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(え
るぼし認定・プラチナえるぼし認定) 等

- ・認定段階1 = 2. 0点
- ・認定段階2 = 3. 0点
- ・認定段階3 = 4. 0点
- ・プラチナえるぼし認定 = 5. 0点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事
業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了し
ていない行動計画を策定している場合のみ） = 1. 0点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみ
ん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改
正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）
による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の
規定に基づく認定） = 2. 0点
- ・トライくるみん認定 = 3. 0点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規
則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」と
いう。）による改正前の次世代法施行規則第44条又は令和3年改正省令附則第2条
第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） = 3. 0点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次
世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） = 3. 0点
- ・プラチナくるみん認定 = 5. 0点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 4. 0点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点

審査項目一覧

項目番号		審 査 項 目	配 点
大項目	小項目		
1	■提案企画の妥当性について		小計 80 点
	1	目的や業務内容を適切に理解しているか。	1~5 点
	2	エディトリアルデザイン（読み手の視線、意図を考えて視覚的に効果的な図や写真等を整理・配列・編集・計画されたデザイン）を取り入れた紙面か。	1~10 点
	3	質の高い表現力のある写真を期待でき、季節毎の撮影が可能な体制か。	1~10 点
	4	紹介ページに工夫があるか。	1~10 点
	5	ページネーションに工夫があるか。	1~5 点
	6	進学希望者や保護者にわかりやすいか。	1~10 点
	7	契約後来学して内容を調整していく体制が整っているか。	1~5 点
	8	本学の魅力や特徴、強みを伝えるような内容で、知名度・ブランドイメージの向上が十分に期待できる提案であるか。	1~10 点
	9	進学希望者が大学生活と卒業後の姿をイメージできる構成であるか。	1~10 点
	10	見積金額の妥当性はあるか。	1~5 点
2	■運営能力について		小計 15 点
	1	納品までのスケジュールを計画的に想定できているか。	1~10 点
	2	過去の大学等との契約実績から、本件を委託するに足りうる業者であるか。	1~5 点
3	■ワーク・ライフバランス等の推進について 以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。 なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、 相当する各認定等に準じて評価する。		小計 5 点
	1	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定等）を受けていること。 ・認定段階1 = 2.0 点 ・認定段階2 = 3.0 点 ・認定段階3 = 4.0 点 ・プラチナえるぼし認定 = 5.0 点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 1.0 点	0~5 点
		次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定）を受けていること。 ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定） = 2.0 点 ・トライくるみん認定 = 3.0 点 ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第44条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。）） = 3.0 点 ・くるみん認定③（令和4年4月1日以降の基準）（令和3年改正省令による改正後の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定） = 3.0 点 ・プラチナくるみん認定 = 5.0 点	
	2	青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ・ユースエール認定 = 4.0 点	
	3	合 計	100 点